

岡山市指定業者登録営業所等報告制度実施要綱

平成25年3月22日財政局長決裁

平成25年4月1日適用

(目的)

第1条 この要綱は、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号。以下「審査等に関する事項について」という。）第4条に規定する岡山市競争入札参加資格審査申請に係る登録営業所等報告（以下「報告」という。）を制度化し、報告結果を指名等に反映させることにより、本市指定業者の資質向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 報告の対象は、審査等に関する事項について第4条に規定する入札参加資格等申請書（以下「申請書」という。）を提出した者のうち、次の各号に掲げる者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 本市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けている営業所を有する者
- (2) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第2項に定める者
- (3) 岡山市物品等契約事務処理の運用基準第5条の2第2項に定める者

(報告の実施及び方法)

第3条 対象者は、別紙1登録営業所報告カード（以下「報告カード」という。）を岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に添付し、提出しなければならない。

2 対象者が前条における営業所の所在地を変更する場合は、報告カードを申請書変更届に添付し、提出しなければならない。また、前条の規定による営業所の開設等により、新たに対象者となった者も同様とする。

3 対象者以外の者が、営業所の所在地を本市内に変更するなど、新たに対象者となった場合には、前項と同様とする。

(報告内容の確認)

第4条 契約課長が必要と認めたときは、次の各号について営業所を確認するものとする。

- (1) 報告カードと関係書類等との照合等
- (2) 営業業務の実態があること
- (3) その他契約課長が必要と認めること

2 契約課長は、前項の確認により営業所に不備があると認めたときは、期間を定めて是正を求めることができる。

(確認者)

第5条 確認は、契約課に所属する職員2名以上で行う。

2 確認者は、確認にあたっては、その身分を証明する身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 確認者は、別紙2業者確認表により確認を行うものとする。

(確認の中止)

第6条 確認者は、対象者から確認を拒まれたとき又は対象者が確認に協力する意志がないと認められるときは、確認を中止し、その旨を契約課長に報告しなければならない。

(確認結果の報告)

第7条 確認者は、確認結果を契約課長に報告しなければならない。

2 契約課長は、前条及び前項の報告により対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、岡山市競争入札参加資格等審査委員会規程（平成13年市訓令甲第26号）第2条に規定する岡山市競争入札参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の審査を受けなければならない。

- (1) 対象者から確認を拒まれたとき又は対象者が確認に協力する意志がないと認められるとき
 - (2) 第4条第1項に掲げる事項に不備が認められるとき
 - (3) 第4条第2項の規定に基づき是正を指示された対象者が、指定された是正期間内に是正しなかったとき
 - (4) 提出された報告カードに虚偽の記載が認められたとき
 - (5) その他確認にあたって委員会に報告が必要と認められる事由があったとき
- (確認結果の審査)

第8条 前条第2項の報告を受けた委員会は、確認結果の審査を行うものとし、審査の結果、対象者が審査等に関する事項について第5条に定める有資格者名簿の登載者として不適正であると認めたときは、岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）の規定に基づき、指名留保等の措置を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日財政局長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

別紙1

岡山市競争入札参加資格審査

登録営業所報告カード①

- ※ 登録営業所報告カードの対象は、下記のとおりです。
- ・本市入札参加資格「建設工事」に登録又は登録を希望する市内業者及び準市内業者
 - ・本市入札参加資格「市内業者に準じた取扱い」を受けている者又は希望する者
- ※ この報告カードに基づいて、営業所の訪問調査を行う場合があります。
- ※ 調査において、本市入札参加資格審査申請及び報告カード等の事実確認を行うため、関係書類の提示をお願いする場合があります。
- ※ 調査等において、営業の実態がない等の本市指定業者として不適正であると認められた場合又は虚偽記載が発覚した場合は、岡山市指名停止基準に基づき指名停止等になる場合があります。

【登録営業所の営業状況】

営業所の名称				
営業日等	営業時間	午前 から 午後 まで		
	定休日			
営業の状況	① 看板（社名）の設置	<input type="checkbox"/> 設置していない <input type="checkbox"/> 設置している		
	② 電話番号等の公表	<input type="checkbox"/> 公表していない <input type="checkbox"/> 公表している (<input type="checkbox"/> 電話番号案内 <input type="checkbox"/> ホームページ等)		
	③ 電話等への対応	<input type="checkbox"/> 随時従業員が常駐して対応 <input type="checkbox"/> 留守番電話で対応 <input type="checkbox"/> 他の電話へ転送		
	④ 来客が訪問してきた場合の対応	<input type="checkbox"/> 随時従業員が常駐して対応 <input type="checkbox"/> 連絡先等案内看板を設置して対応 <input type="checkbox"/> 対応しない		
	⑤ 営業に関する帳簿等の設置状況	<input type="checkbox"/> 設置していない <input type="checkbox"/> 設置している		
	⑥ 同じ敷地内及び建物内における他企業の存在	<input type="checkbox"/> 存在しない <input type="checkbox"/> 存在する		
		他企業の名称		
	他企業との状態	<input type="checkbox"/> 独立していない	<input type="checkbox"/> 独立している	
⑦ 建設業法に定める許可標識の設置（建設工事に登録する業者のみ記入。）	<input type="checkbox"/> 設置していない <input type="checkbox"/> 設置している			
施設の状況	① 電話設備（屋内配線のあるもの）	<input type="checkbox"/> 設置していない <input type="checkbox"/> 設置している		
	② FAX設備（屋内配線のあるもの）	<input type="checkbox"/> 設置していない <input type="checkbox"/> 設置している		
	③ パソコンの設置（インターネットへ接続している状態のもの）	<input type="checkbox"/> 設置していない <input type="checkbox"/> 設置している		

別紙1

登録営業所報告カード ②

営業所所在地位置図



※ 登録する営業所の案内図を記載してください。（他の地図の添付可）

別紙1

登録営業所報告カード ③

営業所外観写真
営業所内部の写真

別紙2

業者確認表

業者区分	<input type="checkbox"/> 建設工事	<input type="checkbox"/> 市内扱い業者	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 市内業者		
調査年月日	平成 年 月 日 (時頃)		
契約締結先	所在地		
	会社名等 代表者		
	電話番号	FAX	

■調査項目

別紙2

(4) 施設の状況

① 電話設備（屋内配線のあるもの）

- 設置している
 設置していない （理由： ）

② FAX設備（屋内配線のあるもの）

- 設置している
 設置していない （理由： ）

③ パソコン（インターネットへ接続している状態のもの）

- 設置している
 設置していない （理由： ）

(5) その他

① 調査に係る指摘及び指導事項

② 特記事項

確認者

印

確認者

印